議案第６６号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

住　　所　　兵庫県三田市あかしあ台三丁目

氏　　名　　東仲（ひがしなか）　益司（ますじ）

住　　所　　兵庫県三田市波豆川

氏　　名　　岡田（おかだ）　ひとみ

令和７年６月２５日提出

三田市長　田　村　克　也

（提案理由）

令和７年９月３０日付をもって、人権擁護委員　東仲　益司 氏、岡田　ひとみ 氏の任期が満了するので、後任委員候補者を推薦する必要があるため。

（参考）

三田市人権擁護委員一覧表

氏　　名	委 嘱 年 月 日	任期満了年月日
大久保　新一	令和　５年　７月　１日	令和　８年　６月３０日
三輪　剛敏	令和　５年１０月　１日	令和　８年　９月３０日
松田　成行	令和　５年１０月　１日	令和　８年　９月３０日
藤井　仁美	令和　５年１０月　１日	令和　８年　９月３０日
城谷　京子	令和　６年１０月　１日	令和　９年　９月３０日
渡邉　淳子	令和　６年１０月　１日	令和　９年　９月３０日

人権擁護委員法

（委員の推薦及び委嘱）

第６条　人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

２　前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第１６条第２項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第５項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

３　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。